

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

-  **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
(注1) 多子の算定基準については、これまでの保育料の多子減免と同じです。
(注2) 副食費の免除については、世帯構成・市町村民税額をもとに市が決定します。
-  **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 利用料（保育料）は、市が黒石市保育料徴収規則で定めます。
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
 - 世帯に属する18歳未満の子どものうち3人目以降の子供で年齢が0歳から2歳までの子供については、上記にかかわらず保育料は無料です。

【対象となる施設・事業】 （地域型保育・企業主導型保育事業については、黒石市にはありません。市外の施設を利用する場合は対象となります。）

-  **幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※ 待機児童解消の実現に向けて国では、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末までに約32万人分)の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 🍏 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、市にご確認ください。

- 🍏 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは最大月額16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 🍏 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、市にご確認ください。

- 🍏 3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

(認可外保育施設、ファミリーサポートセンター事業は、黒石市にはありません。市外の施設を利用する場合は対象となります。)

- 🍏 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

- 🍏 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先：黒石市 健康福祉部 福祉総務課 こども未来係

TEL：52-2111（内線515・516） FAX：52-7151